茅ヶ崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第３１号

茅ヶ崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市事務分掌規則（平成１４年茅ヶ崎市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１９条第３項第４号を次のように改める。

(4) 個人番号カードの交付に関すること。

第１９条第３項中第１９号を第２０号とし、第５号から第１８号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 電子証明書に関すること。

第２０条第２項第７号を次のように改める。

(7) 個人番号カードの交付に関すること。

第２０条第２項中第２２号を第２３号とし、第８号から第２１号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

(8) 電子証明書に関すること。

附　則

この規則は、令和８年１２月１日から施行する。